

●香川県告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年8月26日

香川県知事 池 田 豊 人

| 指定年月日     | 名 称                   | 所 在 地                      |
|-----------|-----------------------|----------------------------|
| 令和7年8月1日  | 医療法人社団 尚仁会 かもだ内科クリニック | 観音寺市坂本町七丁目10番10号           |
| 令和7年8月1日  | こころメンタルクリニック          | さぬき市志度1900番地7 牟礼ビル<br>2階 南 |
| 令和7年8月1日  | 医療法人社団 しのはら医院         | 三豊市山本町財田西348番地1            |
| 令和7年8月1日  | やまじ歯科医院               | 丸亀市川西町北253番地1              |
| 令和7年8月1日  | ミント歯科クリニック            | 善通寺市金蔵寺町392番地              |
| 令和7年8月16日 | マツイ薬局文京店              | 坂出市文京町一丁目1番15号             |
| 令和7年8月26日 | 末森元歯科医院               | 丸亀市中府町三丁目4番3号              |